

○ 綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱

令和8年4月28日
教育委員会告示第7号

(目的)

第1条 この要綱は、地域においてスポーツや文化芸術活動を行い、綾川町立中学校部活動地域展開団体の認定に関する要綱（令和8年綾川町教育委員会告示第6号）（以下、「地域団体認定要綱」という。）により認定を受け、かつ本町の中学生を受け入れる団体（以下「地域展開団体」という。）に参加する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、多くの子どもたちが等しくスポーツ・文化活動に親しむ環境を整備することを目的とした補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域展開団体とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号のとおりとする。ただし、申請日より前の活動に係る経費は含まない。

(1) 保険料の補助

地域展開団体に所属する中学生及び指導者が加入するスポーツ安全保険等の保険料について、その全額を補助する。

(2) 指導者謝金に係る補助

地域展開団体に所属するが中学生の保護者が負担する指導者謝金等（月謝等）のうち、予算の範囲内で補助する。

(交付申請)

第4条 地域展開団体は、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付申請書（様式1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 地域クラブに属する生徒の名簿

(2) 補助対象経費の支払の実績が分かる書類

(3) 対外競技等の活動の実績が分かる書類

(4) その他教育委員会が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付又は不交付を決定したときは、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式2号）により、当該地域展開団体に通知するものとする。

(変更届)

第6条 前条の交付決定通知書を受けた地域認定団体（以下「交付決定団体」という。）は、第2条の各号に該当しなくなった場合又は団体を解散した若しくは活動を休止した場合は、綾川町部活動地域展開推進事業補助金変更届（様式3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、内容を調査し綾川町部活動地域展開推

進事業補助金変更決定通知書（様式4号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定団体は、補助事業の完了（補助事業の廃止又は休止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、綾川町部活動地域展開推進事業補助金補助事業実績報告書（様式5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）事業報告書
- （2）収支決算書
- （3）補助事業の活動内容が分かる印刷物、写真等

（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定団体に補助金を交付しなければならない。

2 補助金は交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

（交付決定の取消）

第10条 町長は、交付決定団体が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき、又は補助金を他の用途に使用し、当該補助事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく町長の処分等命令に違反したときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により取消しの決定を行ったときは、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付決定取消通知書（様式7号）により交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 第6条の規定により補助金の減額をしたとき、及び交付取り消し、又はその額を減額したときで、交付決定団体に対し補助金の全部又は一部を既に交付しているときは、速やかに補助事業者に対し、綾川町部活動地域展開推進事業補助金返還命令書（様式第8号）により、その返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

綾川町長 殿

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

標記補助金の交付を受けたいので、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 活動内容

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 地域展開団体に属する生徒の名簿
- (2) 地域展開団体規約
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

綾川教委第 号
年 月 日

様

綾川町長



綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 円

不交付の理由

様式第3号（第6条関係）

綾川町部活動地域展開団体事業変更届

年 月 日

綾川町長 殿

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したいので、届け出ます。

記

交付決定年月日	年 月 日	番 号	綾川教委第 号
補助事業変更 （中止・廃止）の内容			
補助事業変更 （中止・廃止）の理由			

注意：町長の指示があるときは、関係書類として、変更等の内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

綾川教委発第 号
年 月 日

様

綾川町長



綾川町部活動地域展開推進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付で変更届のあった補助事業について、下記のとおり決定したので、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額（変更前）	円
補助金交付決定額（変更後）	円

様式第5号（第7条関係）

綾川町部活動地域展開推進事業補助金補助事業実績報告書

年 月 日

綾川町長 殿

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

綾川教委発第 号による補助事業を完了したので、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 円 |
| 補助金所要額 | 円 |
| 差引精算額 | 円 |
2. 添付書類
- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業の活動内容が分かる印刷物、写真等
 - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

綾川町部活動地域展開推進事業補助金(概算払)請求書

年 月 日

綾川町長 殿

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

綾川教委発第 号による補助事業の補助金の交付を受けたいので、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 円
(請求金額の内訳)
交付決定額 円
前回までの受領額 円
今回請求額 円
2. 概算払を必要とする理由(概算払請求の場合のみ)

3. 振込先

金融機関名	銀行 ・ 農協 ・ ()						
支店名	本店 ・ 支店 ・ 出張所						
口座種別	普通 ・ ()						
口座番号							
口座名義(カナ)							

綾川町教委発第 号
年 月 日

様

綾川町長



綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金事業については、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり決定の(全部・一部)を取り消しましたので通知します。

記

交付決定年月日	年 月 日	番 号	綾川教委第 号
補助金の交付決定決定額			円
補助金の交付決定取消額			円
補助金の交付決定取消後の交付決定額			円
補助金の既交付額			円
決定の取消しの理由と一部取消の場合のその取消の部分			

綾川町教委発第 号
年 月 日

様

綾川町長



綾川町部活動地域展開推進事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付決定取消をした綾川町部活動地域展開推進事業補助金について、綾川町部活動地域展開推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

返 還 理 由		
返 還 命 令 金 額	交 付 決 定 額	円
	変 更 交 付 決 定 額 (取消後交付決定額)	円
	交 付 確 定 額	円
	返 還 命 令 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで	
特 記 事 項		